

### 子育て

#### 児童手当を支給



4・5月分を、6月10日(水)に受給者の口座に振り込みます。通帳記入のうえ、ご確認ください。

年齢区分	月額	第3子以降
0～2歳	15,000円	30,000円
3歳～高校生年代	10,000円	
大学生年代	児童数に含める	

☎子育て支援課 ☎ 423 - 9624

### 税金

#### 固定資産の実地調査にご協力を



土地、家屋、償却資産の現況に基づく適正な評価のための実地調査を行っています。新築や増築などの調査の際には、評価に必要な範囲で屋内に立ち入らせていただきます。調査員（固定資産評価補助

員証を携帯）が訪問した時はお協力ください。

#### ■こんなときは届け出を

土地の地目を変更した人や家屋を新築・増築または取り壊した人で、登記申請をしていない場合はご連絡ください。また、用途が住宅用地からそれ以外に変わった時（その逆も）、2筆以上の土地を合わせて1つの画地にした時（その逆も

こんなとき	届け出
既存の未登記家屋の売買、相続、贈与などにより所有者を変更した	未登記家屋所有者変更届
固定資産の所有者が死亡してまだ相続登記をしていない	相続人のうちから代表納税義務者を選任し、相続人代表者等指定届
共有物件の代表納税義務者が死亡した	納税義務者変更届

含む）も、評価額や税額が変わることがありますのでご連絡ください。表の場合は届け出が必要です。  
☎固定資産税課管理・償却資産担当 ☎ 423 - 9426、土地担当 ☎ 423 - 9427、家屋担当 ☎ 423 - 9428

#### 市・府民税の納税通知書などを送付

給与から市・府民税が天引き（特別徴収）される給与所得者の税額決定通知書を5月15日付けで各事業所へ送付しました。公的年金等受給者や事業所得者、特別徴収されない給与所得者への納税通知書と税額決定通知書は、6月10日(水)付けで各個人へ送付します（非課税の人には送付しません）。

☎市民税課賦課担当 ☎ 423 - 9418、9419



#### 6月23日から29日は「男女共同参画週間」

#### 男女共同参画週間とは

「男女共同参画社会基本法」の公布・施行日である平成11年6月23日を踏まえ、毎年6月23日から29日までの1週間を「男女共同参画週間」として、様々な取り組みを通じ、男女共同参画社会基本法の目的や基本理念について理解を深めることをめざしています。

本市では、平成23年4月1日に「岸和田市男女共同参画推進条例」が施行され、現在は「第4期きしわだ男女共同参画推進プラン」のもと、男女共同参画社会実現の

ために、様々な取り組みを進めています。

計画策定から5年が経過し、男女共同参画に関する意識調査やこれまでの取り組みの検証、法令等の制定・改正を踏まえて中間見直しを行い、令和8年3月に「第4期きしわだ男女共同参画推進プラン（改訂版）」を策定しました。

国においても、令和8年3月、男女共同参画社会基本法に基づき、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画として「第6次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。

#### 誰もが暮らしやすい社会にするために

女性の活躍推進、男性の家事・育児参画、性別による固定的な役割分担意識の払拭、そして誰もが安心して暮らせる環境づくり

など、国と地方が連携しながら取り組むべき課題は多岐にわたります。本市の計画も、こうした国の動きと歩調を合わせながら、計画の基本理念である「誰もが暮らしやすい社会にするために 男女共同参画を実現するまち きしわだ」の実現に向け、地域の実情に応じた施策を進めることをめざしています。

男女共同参画の推進は、特別な誰かのためではなく、みなさん一人ひとりの生きやすさにつながるものです。「自分らしく生きられる社会ってどんな社会だろう」「こうだったらいいのにな」など、6月の「男女共同参画週間」をきっかけに考えてみてはいかがでしょうか。

☎人権・男女共同参画課男女共同参画担当 ☎ 429 - 9858 ☎ 441 - 2536

#### 男女共同参画週間のキャッチフレーズが決定

あなたらしさが、社会のチカラ

こども家庭庁の「こども若者★いけんぷらす」を活用し、中学生から20代のみなさんと一緒に決定しました。

性別にかかわらず、誰もが、職場、学校、地域、家庭で、それぞれの個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」の実現のために、私たちにできることは何か、この機会に考えてみませんか。

広告

広告